再 評 価 調 書(案)

I 事業概要	ī						
事業名	都市公園事業						
地区名	名古屋都市計画緑地第 11 号大高緑地						
事業箇所	名古屋市緑区						
事業のあらまし	大高緑地は名古屋市緑区の丘陵地に広がり、梅や桜を始め多くの木々が生い茂る緑豊かな県営都市公園であり、平成 25 年 8 月末現在において、都市計画決定面積 121. 2ha (事業認可に係る区域の面積 117. 7ha) のうち 100. 6ha が供用済みとなっています。 当緑地は、公園中央付近に位置する大芝生広場を中心に、サッカーなどができる多目的広場、バーベキューができるデイキャンプ場、ボートの浮かぶ琵琶ヶ池、ゴーカートの走る交通公園、水泳場、全天候型テニスコート 1 4 面、野球場 4 面、花木園など、多種多様なレクリエーション空間・スポーツ空間が特徴となっており、家族連れを中心に県民の多様なレクリエーション等に広く利用されています。 急速に市街化が進展する名古屋南部において、当緑地は自然に抱かれながらのスポーツやレジャー・レクリエーション空間として親しまれており、計画的かつ確実に事業を推進してきており、供用面積で約83%の事業進捗となっています。 今後は、良好な自然環境を保全・活用しながら、利用者のニーズに対応した施設の整備の充実を図るとともに、オープンスペースの確保を進めていくなど、計画的かつ着実な進捗を図りなが						
	ら事業を進めて						
事業目標	【達成(主要)目標】 ◇自然とのふれあいの場、憩いの場及び交流の場の創出 ◇レクリエーション・健康づくりの場の創出						
		前回評価時	再評価時	変動要因の分析			
	事業期間	S27~H28	S27~H33	事業期間の延長			
	事業費 (億円)	162.0	162.0	変更なし			
	工事費	72.1億円	72.1億円	変更なし			
	経費 用補費 内訳	89.9億円	89.9億円	変更なし			
	その他	_	_	_			
計画変更の推移	事業内容	広事 121. 2ha 域規模: 121. 2ha 【令 121. 2ha 【 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	広域の整備 事業は21. 2ha 「全域を 「全域を 「全域を 「全域を 「全域を 「全域を 「全域を 「全域を				

Ⅱ 評価 1) 必要性 【前回評価時の状況】 ・ ランドサットデータに基づく、愛知県内の都市計画区域内の緑被地の面積は平成4年から の変化 平成 16 年の 12 年間で 9.596ha 減少しています。一方、都市公園面積は平成 6 年度から平 成 18 年度までのデータで 1.154ha の増加にとどまり緑地全体の減少には追いつかない状 況であり、都市内における緑地の価値はますます高まっています。 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などが求められるな。 か、公園緑地に対する社会的なニーズは非常に高まっています。 ・ 少子高齢社会・バリアフリー社会を背景に、様々な世代の利用やライフスタイルに対応す る多様な施設整備のニーズが一層高まってきています。 【再評価時の状況】 COP10の名古屋開催を契機に、県民の地球温暖化防止、生物多様性の保全に対する意識 の高まりから、公園施設に対しても装置的な施設から自然と触れ合う施設へのニーズが高 まってきています。 事業の必要性の変化 ・ さらに東日本大震災以降、災害時における公園緑地の機能・役割の重要性が改めて認識さ れています。 ・ また、平成22年度末には、公園東側に国道302号が開通し、国道から直接大高緑地に アクセスができるよう、進入園路や駐車場を確保する必要があります。 【変動要因の分析】 事業の継続により、レジャー・レクリエーション利用に対応する広場などの公園施設がも たらす利用便益、樹林地や草地などの空間・環境等がもたらす環境便益、オープンスペース の確保による防災便益などをより一層向上させることなどが期待できると考えられます。 A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。 Α B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 判定 【理由】 当事業に対するニーズが増大しつつあるなか、自然環境を保全・活用した効率的・効果的 な施設整備・空間整備を進めることで、公園の利用促進や防災・環境保全への貢献などの大 きな事業効果が期待できると考えられます。

1) 進捗状況 【事業計画及び実績】 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 調査·設計 用地補償 工事 ◇園路 ◇多目的広場 ◇交通公園 工種 ◇水泳場 区分 ◇テニスコート ٠ ◇野球場 • ◇デイキャンプ場 ◇こども広場 ◇北東部樹林地 ◇駐車場 43 事業費 計画 5 (億円) 110.9 3.8 【進捗率】 これまでの計画に対する達成状況 全体進捗状況 計画 実績 達成率(%) 計画 進捗率(%) (2) $(2 \div (1))$ $(2 \div 3)$ 面積(ha) 121.2 83.0% 83.0% 100.6 121.2 事業費(億円) 162.0 113.9 70.3% 162.0 70.3% 工事費 89.2% 72.1 64.3 89.2% 72.1 <u>用補費</u> 89.9 49.6 55.2% 89.9 55.2% その他 ②事業の進捗状況及び見込み 【施工済みの内容】 平成25年8月末の時点で、全体の公園区域(約121.2ha)の内、100.6haを 供用開始しています。 【事後評価に準ずるフォローアップ】 2,000 ■利用者数 平成24年度利用者数 1,500 利用省数 1,464 千人 賁 1.000 100 승 500 年間 1,500 千人前後で推移してお り、県営都市公園の中で最も多くの利 II21 II23II20 H22 用者がある。 ■供用面積(ha) ----利用者数(千人) ■利用者満足度 平成24年度に4回行った満足度調査からは、52%の利用者が満足していると答えて いる。(満足:840人、普通:660人、不満:115人) 概ね計画的に整備を進めてきているが、公園東側の用地について、移転先の確保などの問 2) 未着手又 は長期化 題があり、用地交渉が難航しているため事業が長期化している。 の理由 ・ 用地の取得については東側の用地を残すのみとなっており、継続的な地元調整及び用地交 3) 今後の事 業進捗の 渉を行うことにより、平成33年度完了を目指します。 見込み A: 事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。 B: 多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、 В ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。 判定 【理由】 ・ 用地買収を進める上で、一定の阻害要因はあるものの、ほぼ計画どおり確実な完成が見込 まれると考えられます。

1) 貨幣価値の 値になり まり が効用 対効果

分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】

- 事業期間の延長
- ・ 社会経済環境の変化(ゾーン内人口の増減、新規の競合公園の開設等)の反映 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】
- ・ 本事業の費用便益比は17.20(≧1.0)であり、事業効果が期待できます。

区分		前回評価時 (基準年:H20)	再評価時 (基準年:H25)	備考	
	事業費		280	350	・事業期間の延長
費用	維持管理費		264	330	
(億円)					
	合計(C)		544	681	
効果 (億円)	利用便益		7,404	9,653	・事業期間の延長
	環境便益		747	859	・社会経済環境の変化(ゾー
	防災便益		1,146	1,193	ン内人口の増減、新規の競
	合計(B)		9,298	11,706	合公園の開設等)の反映
	(参考)	年間需要(万人)	_	-	
	算定				
	要因				
費用対効果分析結果(B/C)		17.08	17.20		

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

- ・ 「改訂第2版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル(国土交通省都市・地域整備局公園緑地課)H19.6」
- ・ 都市公園事業は、都市環境の改善や防災性の向上を図ると同時に、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場を提供することを目的とした事業であり、直接的に公園を利用することによって生じる価値と、環境機能や防災機能といった間接的に公園を利用することによって生じる価値を便益とし、それに要する費用と比較して求めている。事業採択にあたっては、その値が1以上を要件としている。

【変動要因の分析】

・ 誘致圏内の人口の増減、新規の競合公園の開設といった社会経済環境の変化、事業期間の 延長に伴い、全体として費用便益比が微増しています。

2) 貨幣価値化困

化

③事業の効果の変化

【前回評価時の状況】

難な効果の変

・ 愛知県地域防災計画において地区・地域・広域防災活動拠点、広域避難場所として位置づけられており、圏内での災害発生時の重要拠点として機能します。

【再評価時の状況】

大きな変化はありません。

【変動要因の分析】

特筆すべきものはありません。

Α

A: 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。

B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。

C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通し が立たない。

判定

【理由】

費用対効果分析結果が1.0を上回っており、また、広域防災活動拠点・広域避難場所としての機能充足など、事業着手時に評価した以上の事業効果が発現できる見通しとなっています。

Ⅲ 対応方針(案)

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続

継続:上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容
■対象(事業完了後5年目) □対象外
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
【主な評価内容】
◇年間公園利用者数
◇公園利用満足度(アンケート)
V 事業評価監視委員会の意見
VI 対応方針